

白神八甲田  
緑の回廊設定方針

令和4年11月

東北森林管理局

# 白神八甲田緑の回廊設定方針

## 1 緑の回廊の位置及び区域

### (1) 設定の目的

東北森林管理局では、国有林野の管理経営に当たり、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るため、これまで自然環境の維持、遺伝資源の保存等を目的として白神山地森林生態系保護地域等の保護林を設定するなど、優れた自然環境の保護・保全に努めてきたところである。

一方、近年、世界的に環境問題が叫ばれる中で、生物多様性の保全に向けた新たな取り組みが求められている。また、それぞれの地域における自然環境は、多種多様な生態系が特徴ある景観を形成し、広域的に連続して展開しているため、本来の生態系の多様な機能を支える自然の連続性を確保することが必要である。

このようなことから、国有林野においては、これまで以上に、森林生態系を保全するとともに、人と自然との共存を図るため、野生動植物の生息・生育地の広域的なつながりを確保して、個体群の交流を可能にし、種の保存、遺伝資源の保護などの取り組みを行う必要がある。

このため、東北森林管理局では、野生動植物の保護、遺伝資源の保存等を目的に設定している保護林の機能を高度に発揮させるため、世界遺産でもある白神山地森林生態系保護地域から八甲田・十和田湖周辺にかけて、青森・秋田県境沿いに「緑の回廊」を設定する。これにより回廊のネットワーク化を促進し、森林の連続性の確保、森林生態系の一層の保護・保全を図り、もって、生物多様性の維持に資するものとする。

### (2) 位置及び区域の概定に当たっての考え方

次の事項を踏まえて、位置及び区域を概定する。

ア 白神山地森林生態系保護地域から、概ね青森県と秋田県境の分水嶺沿いに、奥羽山脈緑の回廊の十和田湖周辺まで設定し、奥羽山脈緑の回廊と接続させる。

イ 森林生態系として保護・保全することが相当と判断される規模、形状を有するものとなるよう設定する。

ウ 原則として保護林間を連続的に連結することを基本とする。

### (3) 区域の選定に当たっての考え方

#### ア 区域の選定

緑の回廊の区域の選定に当たっては、(2)により概定した位置及び区域について、次の事項を勘案して設定する。

- (7) 野生動植物の効率的・効果的移動を図り、維持管理を容易にするため、複雑な形状を避け、最短距離で連結する。
- (イ) 保護林と緑の回廊との接続部の森林は、林相が同質なものとなるよう配慮する。
- (ウ) 野生動物の移動や休息・採餌等に適した環境を有する箇所を出来るだけ含むよう配慮する。
- (エ) 緑の回廊の設定に当たり、既存の権利関係等の取扱いについては次による。
  - a 基本的に、貸付地に区分されている林小班については、既存の権利を優先させることとし、緑の回廊の区域から除外する。
  - b 分収造林、分収育林地及び共用林野については、現行の権利関係を前提に緑の回廊に編入することとし、緑の回廊の中には新規の設定は行わない。

#### イ 着目する野生生物種

着目する野生生物種については、別添「評価項目」のとおりとする。特に、緑の回廊設定後において後発的に実施する林地開発行為等が当該緑の回廊の区域にかかる場合にあっては、同評価項目のうち「環境影響評価手続き等において確認すべきこと」に掲げる事項等に留意するものとする。

#### ウ 幅と長さ

緑の回廊の幅は、分布が限られた稀少な固有種や絶滅が危惧される種に優先的に着目する必要があると判断される場合を除き、幅 2Km を目安として設定する。

また、当該緑の回廊の設定後において後発的に実施する林地開発等が、当該緑の回廊の区域に掛かる場合にあっては、野生生物の移動経路の分断を確実に避けるとともに、当該生態系の連続性を維持するために必要な幅と長さ（規模、形状等）を確実に確保するものとする。

#### エ 緑の回廊に設定する林小班

別紙のとおり。

## 2 緑の回廊の維持・整備に関する事項

### (1) 目指すべき森林

野生動植物の生息・生育地としての回廊設定の趣旨を踏まえ、本回廊区域内の森林は、原則として広葉樹を中心とした天然林を指向する。

このため、現存する人工のスギ林については、現生態系の急激な変化を避けながら、将来的に広葉樹を中心とした天然林に誘導を図る。

### (2) 森林の取扱いに関する事項

回廊内の森林の取扱いについては、それぞれの森林の機能類型の管理経営の指針に加え、以下によるものとする。

ア 天然林については、生態系への影響を最小限にするため、原則として伐採を行わないものとする。

イ 人工林については、伐期の長期化を図るとともに、間伐を繰り返しながら天然生広葉樹の侵入を促し、段階的に天然林へ誘導する。

また、人工植栽は原則的に行わない。

ただし、分収造林、分収育林地の施業については、従前の取扱いによるものとし、契約期間満了に伴う伐採跡地は、可能な限り天然林への移行を図る。

ウ 若齢の人工林の保育については、画一的に行わず、将来の天然林への誘導を考慮し、健全な植栽木の生育の支障とならない範囲で、侵入木や下層植生の育成を図るとともに、野生動物の餌となる植物を保残する。

エ なお、学術研究、防災対策等を目的とする伐採、木材の搬出に伴う支障木の伐採については、森林生態系への影響を配慮しつつ、行うことができるものとする。

オ 営巣などに重要な樹洞等がある巨木、古木は保残するとともに、倒木、枯損木は巡視等の森林の管理において危険等の支障がない限り保残する。

カ 回廊の区域において、野生動物の餌場の確保が必要な場合には、小規模な伐採を実施できるものとする。

### 3 緑の回廊の管理に関する事項

#### (1) 管理に関する事項

管理については、各種法規制等によるとともに、以下に留意するものとする。

ア 緑の回廊の巡視や一般の入林者に対する普及啓発に努める。

イ 林地開発行為等への対応として、設定趣旨を十分に踏まえ、慎重に対応する。ただし、公用、公共用等公益性の高いものについては、上記1

(3)イ「着目する野生生物種」における内容を十分に考慮し、当該緑の回廊への影響度合いや野生生物の移動経路の確保等を総合的に検討して対応する。

ウ 野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさない範囲で、国有林の回廊への取り組みについての国民の理解を深めるため、様々な機会をとらえ、回廊についての広報を行うものとする。

また、回廊に設定された森林を森林環境教育の場として積極的に活用する。

(2) 施設の整備に関する事項

土木施設、観察施設等の整備に当たっては、野生動植物の生息・生育環境に悪影響を及ぼすことがないように配慮する。

4 緑の回廊のモニタリングに関する事項

(1) 実施体制

林学、生態学、遺伝学等について学術的知見を有する者の協力を得るとともに、必要に応じ自然保護団体等の協力を得る。

(2) 情報提供の考え方

モニタリングの結果については、都道府県の関係部局、大学、研究機関に情報提供を行う。

(3) モニタリング結果の活用

モニタリングの結果により得られた知見については、緑の回廊の維持管理に適切に反映させることとし、モニタリングの結果、既設の緑の回廊の区域を変更すべきと判断される場合には区域の見直しを行う。

(4) その他

林地開発行為等における工事の実施中及び供用開始後において、開発行為をした者が行う事後調査の結果等を確認する。

5 その他留意事項

(1) 整備・管理体制の充実

担当者に対する研修の実施等を行う。

(2) 普及啓発

国有林における緑の回廊の設定から得られた知見については、県や市町村等に対する情報提供を行う。

(3) その他

緑の回廊の設定、管理等を適切に行うため、鳥獣保護区の設定など、環境省等関係行政機関、地方公共団体等との連携に努める。